

南阿蘇村  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

令和7年9月

## 目 次

### I 総論

第1	計画の基本事項	
1	作成の趣旨 .....	1
2	内容・位置付け .....	1
3	対象とする疾患 .....	1
4	見直し .....	1
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1	新型インフルエンザ等の特徴 .....	2
2	村計画における発生段階の取扱い .....	2～3
3	対策実施上の留意点 .....	3～4
4	過去の状況と実績 .....	4～6
5	人口動態 .....	7
6	対策推進のための役割分担 .....	7～8

### II 各論

第1	実施体制	
1	準備期 .....	9
2	初動期（村対策本部） .....	9～11
3	対応期 .....	11
第2	情報提供・共有・リスクコミュニケーション .....	12～13
第3	まん延防止 .....	13
第4	ワクチン	
1	準備期 .....	13～15
2	初動期 .....	15
3	対応期 .....	15～17
第4	保健 .....	17
第6	物資 .....	17
第7	住民の生活及び地域経済の安定確保	
1	準備期 .....	17～18
2	初動期（村対策本部） .....	18
3	対応期 .....	18
(資料)	令和3年度使用、新型コロナワクチン接種についてのお知らせ .....	19
	R2～5年度タクシー券 .....	20
	厚生労働省資料 .....	21～22

# I 総論

## 第1 はじめに

### 1. 作成の趣旨

平成25年(2013年)には、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行され、本村においては、村行動計画策定とともに、南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例「平成25年3月15日条例1号」及び新型インフルエンザ等対策本部設置要綱「平成21年5月1日訓令第9号」により新型インフルエンザ等の対策を行うことしてしていました。

しかし、令和2年(2020年)1月に国内初の新型コロナウイルス感染症が確認されたのち、ほとんどの人が免疫を獲得していないため全国的に大流行し、その感染の影響は本村にも及び大きな健康被害とこれに波及した日々の生活(小中学校の臨時休校、就労制限、外出制限、他者との交流)、社会的・経済的影響を長期に受けたほか、重症者の入院等においては、県内の医療機関のキャパシティを超え、入院の順番待ち、自宅療養への不安、体調不良、予防接種の相談など村内全域が新型コロナウイルス感染症まん延により、情報が錯綜するなど含め危機的状況となりました。

この令和2~5年(2020~2023年)4年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症まん延を防止対策にあたっては、国、県、村、近隣市町村、村民、医療機関、各種事業所等が一体となり危機的状況を乗り越えました。

この度、新型インフルエンザ等政府行動計画(以下「政府計画」)及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県計画」という。)が改定されたことにより、次の新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時には感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護するため、南阿蘇村新型インフルエンザ等行動計画(以下「村計画」という。)を改定します。

### 2. 内容・位置付け

特措法第8条に規定する市町村行動計画として、県計画に基づき、本村における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針等を示すものです。

### 3. 対象とする疾患

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条8項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度は重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)。
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)。

### 4. 見直し

最新の新型インフルエンザ等対策の検証等を参照するとともに政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適切に変更を行います。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1. 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 特徴

これまでに人で流行したことの無い新しい型のインフルエンザウイルスによって引き起こされる感染症であり、季節性インフルエンザと似た症状が出る人が多いものの、免疫を持っていない人が多いため、感染が急速に拡大し、重症化するリスクが高いとされています。

#### (2) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、村内への侵入も避けられないと考えられます。

#### (3) 村民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与える

長期的に多くの村民が罹患するおそれがあるうえ、治療法が確立されるまで時間を要し、患者の発生が一定の期間に集中すると医療機関の受入能力を超えるほか、働き手不足、事業所の休止、学校等の休校など村民の生命や健康、生活・経済全体が大きな影響を受けることが考えられます。

### 2. 村計画における発生時期区分の取扱い

#### (1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ時期区分を設け、各区分において想定される状況に対応できるよう方針を示すものです。時期区分については、県計画に準じ、次の3つの時期区分に想定します。

##### 1) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間。

##### 2) 初動期

新型インフルエンザ等の位置付けられる可能性がある感染症を探知して、国が発生を公表し、特措法に基づく熊本県新型インフルエンザ等対策本部。（以下「県対策本部」）を設置するなど初動対応にあたる時期となり、村においても南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部の設置を検討し設置します。

##### 3) 対応時

国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間。

◎発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行状況によっては、時期区分の期間は極めて短期間となる可能性もあり、必ずしも時期区分どおりに進行するとは限らない。地域における発生状況や医療提供等は様々であるため、村は県並びに近隣市町村の動向に沿って行動することとします。

## (2)時期区分の想定（熊本県行動計画より）

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	・新型インフルエンザ等の発生前に予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	・国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 A)厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 B) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 C) 基本的対処方針を策定、実行されるまで
対応期	・県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策を講じる期間 ・中長期的に複数の感染拡大の波が生じることを想定し、さらに4つのフェーズに区分 A) 封じ込めを念頭に対応する時期 B) 病原体の正常等に応じて対応する時期 C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 D) 特措法によらない基本的な感染症に移行する時期

### 3. 対策実施上の留意点

#### 1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

##### (1) 村計画書の参照と情報収集

- ① 県・近隣市町村との連携協力体制を構築します。
- ② 危機発生時の指揮系統の明確化します。
- ③ 感染症流行等情報を把握します。
- ④ 県、マスメディア、情報誌等の感染症情報等を確認します。

##### (2) 医療体制の強化

- ① 村内医療機関における継続的な感染症関連研修、人材確保状況等把握するなど感染症防止対策への協力及び情報共有連携します。
- ② 保健所と連携協力しクラスター対応します。

##### (3) 物資・資源の備蓄と流通体制

- ① マスク、ガウン、手指消毒液などの備蓄と定期的な更新します。

##### (4) 村民への啓発

- ① 正確な情報提供、危機発生時の広報手段（HP、Line、防災無線）の構築、普段からの健康教育（手洗い、咳エチケット、衛生用品の備蓄などの啓発）を行います。

##### (5) 学校・企業・地域での連携体制

- ① 学校・職場での感染症対策マニュアルの策定（オンライン授業の導入・訓練）。

## 2) 基本的人権の尊重

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、適切な情報を発信し、感染者、感染者の家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見、差別等防止を啓発します。

## 3) 村民生活及び社会活動への影響の軽減

- ① 各種村民生活（税、生活困窮、ゴミ、日常生活の困り感、病気等）に関係する担当課による電話及び窓口での相談体制を強化します。
- ② 新型インフルエンザ蔓延防止対策についての村の方針を公表します。
- ③ ICT を活用した速やかなワクチン接種体制の構築、村民へ周知します。

## 4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ① 村は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行います。

## 5) 社会福祉施設等との連携協力

- ① 社会福祉施設等における感染症対策等を把握するとともに、日頃より感染症発症等情報共有及び相談しやすい体制構築します。

## (6) 感染症危機下の災害対応

- ① 感染危機下の自宅療養者等対応や避難所での感染症対策を行います。

## (5) 記録の作成・保存

- ① 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公開します。

## 4. 過去の状況と実績

### (1) 令和元年度発生の新型コロナウイルスまん延の状況

令和元年12月頃、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告され、令和2年（2022年）1月には、国内初の新型コロナウイルス（COVID-19）陽性が確認されました。

また、空港等にて水際対策が講じられましたが、国内の複数地域において、感染経路が明らかではない感染者が散発的に発生し、一部地域において小規模感者クラスター（集団）が把握される状態となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動は極力避けるよう求めるなど移動制限への協力が求められ、国内では、高齢者及び基礎疾患がある方などが感染し、死に至るケースも多く、この間、感染者、その家族、医療従事者等へ差別問題、小中学校、保育園等が休校休園となるなど保護者の就労問題、事業所の働き手不足、集団の集まり、食事会の取止め、生活困窮等の社会課題が深刻化しました。

さらに、①密閉、②密集、③密接場面の「三つの密」を回避する「新しい生活様式」が社会全体に定着するなど、本村においても、過度に他者との交流を避けるため、近隣を往来する習慣等や各種伝統的行事等の簡素化など一気に進み地域の希薄化等跡を残しました。

参考1 新型コロナワクチン接種に係る実績関係 (抜粋)

接種対策費						
年度 項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備考
総人口(4/1) (人)		10,227	10,143	10,044	9,975	
接種見込数(人)		23,829 (基礎免疫2回、追加接種)	13,233 (基礎免疫2回、追加接種)	6,000 (高齢者等基礎疾患 春・秋接種)	4,381 (補助金申請時点 65歳以上の人口)	R5.5.8(2023) 5類感染症へ
接種実績数(人)		22,932	11,104	5,666	432	村内及び広域化接種
接種率(%)		96.2	83.9	94.4	9.9	
予防接種費用実績額(円)		52,772,808円	26,652,252円	12,966,712円	5766204円	
接種体制確保事業						
年度 項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備考
コールセンター等費用実績 (予約システム、相談対応)		予約相談業務：支社 相談業務：庁舎 2か所 48,071,856円	予約相談業務：支社 相談：庁舎 2か所 65,966,714円	(4~12月) 予約相談業務：支社 相談業務：庁舎 2か所 (1~3月) 予約相談対応 1か所 35,874,861円	予約直接 希望の医療機関	委託：(株)電算 本社：東京中央区 TEL：03-3572-5977 支社：熊本市中央区 TEL：096-373-0181
タクシー送迎補助 (上限片道2,000円を高齢者 における新型コロナワクチン接 種に特化した自宅から医療 機関の往復) 新型コロナウ イルス感染症対応地方創生 臨時交付金利用		1,307,780円	657,040円	418,360円	なし	阿蘇観光タクシー 阿蘇エース 高森駅前タクシー 介護・福祉タクシースマ イル 福祉タクシークローバー
ワクチン配送関係		784,400円	732,600円	732,600円	なし	委託：(株)新生堂薬品 096-354-4311
基幹型医療機関 (村内医療機関用ワクチン 保存管理)		1,980,000円	1,800,000円	390,000円		委託：阿蘇立野病院 0967-68-0111
健康管理システム改修		日立 412,500円 3,680,600円	1,984,400円	3,581,600円		委託：(株)テクノコーポ レーション 096--358-5100
ワクチン接種及び感染蔓延 防止関係費用実績		3,855,348円	4,149,637円	2,812,087円		接種券、郵送封筒印刷 委託：(株)城野印刷 096-286-3366
小児用集団接種会場設営			16,720,247円			R K Kプランニング 096-351-3819
その他(消耗品、備品、通 信費等)		131,130円	617,685円	306,021円		
※全国的にマスク、アルコール消毒類が不足し、国及び県より現物給付有。 ※村内感染者数、健康観察及び医療機関調整等は阿蘇保健所が担当。 ※給付金対象(概算該当世帯 非課税世帯1,611件、均等割のみ課497世帯)						

参考 2 新型コロナウイルスの推移 | 変異株の特徴

区分	新型コロナウイルス感染症*1		変異株			季節性インフルエンザ*2 (参考)
	第1波	第2波	第4波(アルファ株)	第5波(デルタ株)	第6波(オミクロン株 (主として BA.2))	
	2020年2月~5月	2020年6月下旬~9月	2021年3月下旬~6月中旬	2021年6月下旬~11月	2022年1月~5月末	
特徴	中国・武漢経由の野生株と、欧州経由の欧州株に分離		2020年12月の入国者に確認され、徐々に拡大。2021年4~5月に関西を中心に大流行	2021年7月~8月に置き換わりが急速に進行。高齢者へのワクチン接種の進展に伴い、40~50代を中心に重症者が増加	感染力が強い 発症から重症化までの速度が速く(3日程度)	38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠(けんた)い感等の症状
感染者数*3	約1.7万人	約6.6万人	約27万人	約85万人	約612万人	約1,100万~1,500万人/年
感染力			感染性が従来株より高い	感染性、病原性が従来株より強い	感染性が従来株より強い	
致死率	全年齢層:6.0%*4 70歳以上 25.1% 50~69歳 2.8% 50歳未満 0.1%	全年齢層:4.7%*4 70歳以上 25.9% 50~69歳 3.1% 50歳未満 0.0%	全年齢層 1.16%*5 65歳以上 2.4%*6 65歳未満 0.029%*6	全年齢層 0.66%*5 65歳以上 1.8%*6 65歳未満 0.031%*6	全年齢層 0.19%*5 70歳以上 2.6% 40~69歳 0.05% 0~39歳 0.00%	全年齢層 0.02~0.03%*7 全年齢層 0.010%~0.052%*8
	治療薬 対処療法	2020年5月7日 ヒマニピビルが承認		2021年7月、中等症~軽症者向けの中和抗体薬「ロクスリーブ注射薬」が特例承認	2021年12月、初の経口薬(飲み薬)抗ウイルス薬「モルヌピラビル」(MSD社)が特例承認	抗インフルエンザ薬(経口薬:タミフル、吸入薬:リレンザ等)
国内の状況	ワクチン なし	なし	2021年2月から高齢者の接種が開始	2021年7月末までに高齢者のワクチン接種完了を目指し接種促進。8月上旬1億回接種達成	3回目のワクチン接種率 約60%	あり

## (2) 人口動態

本村においては、出生数、人口は減少傾向を示し、人口に占める高齢者の割合が高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症まん延の期間である令和元から5年までの死亡数を見ると令和3年から5年までの死亡数が増えています。

高齢者の割合が高い本村においては、新型インフルエンザ感染症等がまん延すれば、健康や生命に影響を受ける者の割合が高くなることが考えられます。

参考3 人口動態							
年度 項目	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5	R6
総人口	10,513	10,387	10,325	10,227	10,143	10,044	9,975
男性	5,051	5,016	5,014	4,974	4,938	4,888	4,873
女性	5,462	5,371	5,311	5,253	5,205	5,156	5,102
転入者数	556	602	398	357	414	490	365
転出者数	693	615	331	335	362	429	320
出生者数	73	34	58	50	53	58	43
死亡数	147	155	147	167	186	170	156
65歳以上人口	4,234	4,277	4,348	4,408	4,378	4,381	4,407
高齢化率	40.27	41.17	42.11	43.10	43.16	43.62	44.18

※各年度末3月31日の値にて外国人を含む値 南阿蘇村住基情報

## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられています。

- ① WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連駈を確保し、対策に取り組めます。
- ② 新型インフルエンザ及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調整や研究の推進や新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ③ 上記の取組みを通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置づけられた対策を着実するとともに定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努めます。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関するか関

係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。

- ⑥ 指定行政機関（特措法第2条第1項第5号）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。
- ⑦ 有事に新型インフルエンザ等対策推進会議（特措法第18条第4項）等の意見を聴きつつ、政府対策部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ⑧ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

## (2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応を担います。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備します。

併せて、民間検査機関や医療機関等との検査措置協定や宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進め有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

また、県は保健所設置市（熊本市）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会において、予防計画に基づく取組みに関する協議を行います。

## (3) 村の役割

村は、村民に最も近い行政単位であり、村民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国・県の基本的対処方針に基づき、的確な対策を実施します。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図ります。

## (4) 村民の役割

- ① 村民は、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい・人混みを避ける等）を実践します。
- ② 村民は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人でもマスク、消毒液等の衛生用品、食料品・生活必需品等を備蓄します。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など国・県・村が実施している対策等に関する情報を得て、感染拡大を抑えるため個人レベルでの対策を実施します。

## II 各論

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、村では7つ分野について示します。

### 第1. 実施体制

#### 1) 準備期

##### 1-1 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

##### 1-2 村行動計画の作成や体制整備・強化

- ① 村は村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員確保、育成及び有事においても維持すべき業務の維持を図るため、業務継続計画を作成し対応できるよう変更します。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当者においては、必要な研修を受講させるなど、有事に対応できるよう養成します。

##### 1-3 国、県（保健所を含む）、近隣市町村等との連携の強化

- ① 国、県（保健所を含む）、近隣市町村等と相互連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や感染症専門機関等の連携体制を構築します。

#### 2) 初動期

##### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

村は、国、県が対策本部を設置した場合において、村民の健康被害の防止及び社会的機能の維持及び特措法に基づく新型インフルエンザ等の対策を迅速に講じるため、対策本部を設置することを検討するとともに、発生段階の進捗に応じ、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的に進めます。

##### 2-2 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部(対策本部)

###### (1) 構成

- ① 本部長：村長、副本部長：副村長、教育長
- ② 本部員関係各課長
- ③ 事務局：健康推進課

## (2)村対策本部の構成と役割

### (2)-1 総務・情報班

構成：村長・副村長・教育長・総務課長・健康推進課長及び担当者

役割：情報採取、県その他関係機関との協議、要請、対策本部の設置運営及び各班の統括、各班の連絡調整、職員の感染、出勤状況の把握、住民、事業所、関係団体への情報提供、広報・報道機関対応。

### (2)-2 村民支援班

#### ① 保健・予防・蔓延防止班

構成：健康推進課、水・環境課、子育て支援課、議会事務局、教育委員会、保育所

役割：村民及び管理する施設での健康管理、健康増進支援、予防対策の実施(学校、保育所、高齢者施設等)、村内集客施設への予防対策の指導及び要請、事業所、団体等への予防対策の指導及び要請、感染者の把握水の安定供給、ゴミの安全な処理に関すること。

#### ② 医療・予防接種班

構成：健康推進課

役割：新型インフルエンザ発生状況の確認、県、村内医療機関医師会、保健所との連絡調整、医薬品、防疫資機材の確保、住民予防接種の実施、予防接種・健康相談窓口。

#### ③ 村民相談班

構成：健康推進課、住民福祉課、水環境課、税務課、子育て支援課、教育員会

役割：村民に対して、生活困窮、給付金等手続き相談、ごみなど村民生活に係る相談、通学通園相談、状況に応じた節水・ごみの排出制限などの周知、火葬場等の火葬能力や協力体制の整備。

#### ④ 要援護者支援班

構成：住民福祉課、健康推進課

役割：要援護者の安否確認、在宅療養者への支援(食事、生活必需品提供生活支援も含む)、福祉サービスの調整、要援護者施設への予防対策の指導及び要請。

### (2)-3 物資班

構成：農政課、建設課、定住促進課、会計課

役割：物資調達、必要な物資を必要な時に必要な場所へ運搬。

### (2)-4 各業務支援班

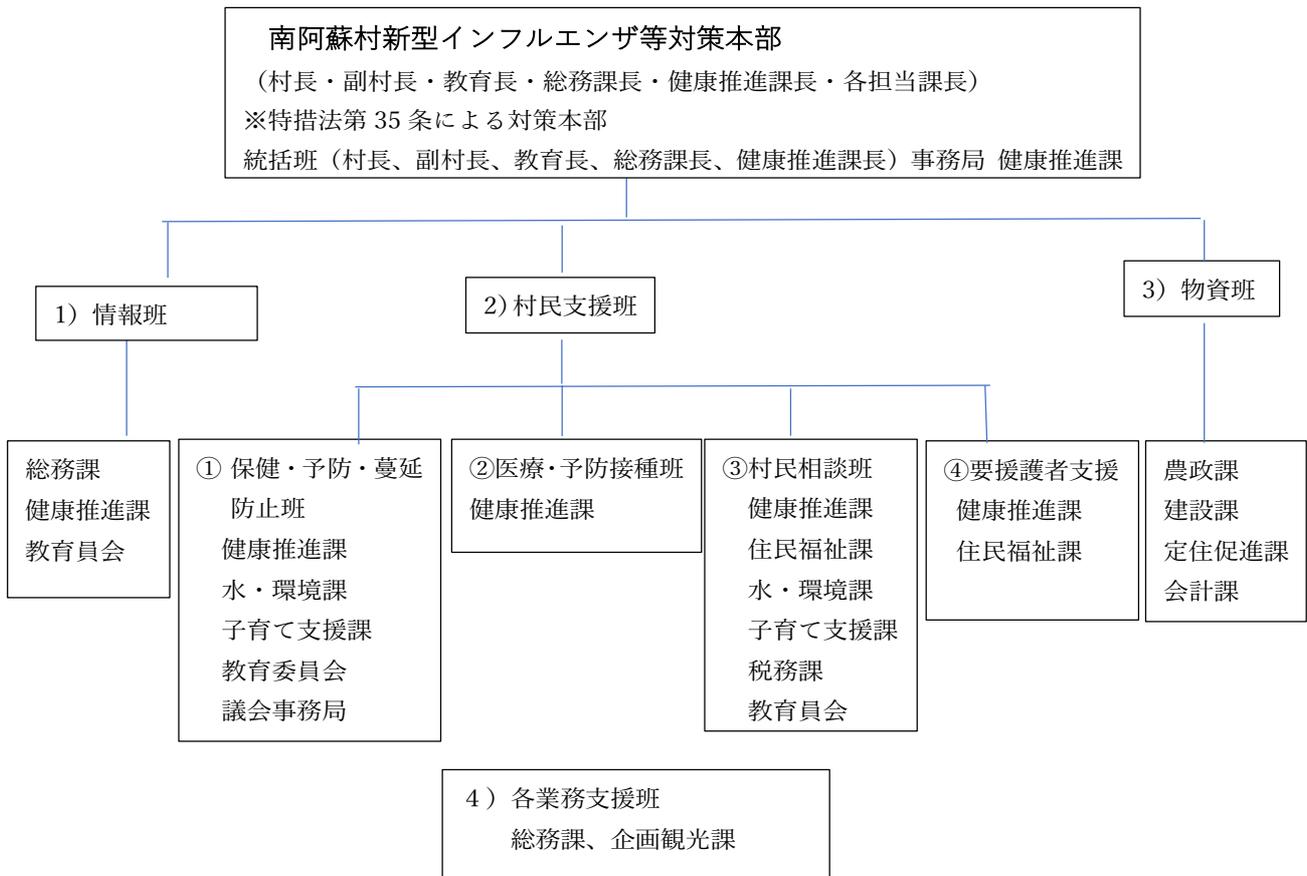
構成：総務課、企画観光課

役割：各業務のバックアップ支援

## 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、起動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じ、村単独事業における優先順位を選定するほか、地方債の発行を検討する等、新型インフルエンザまん延防止対策に要する経費について所要の準備をします。

## 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部構成図



### 3) 対応期

#### 3-1 実施体制維持

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、大部分以上の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
- ② 村は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、必要があると認めるときには県及び近隣町村に応援や協力を求めます。
- ③ 村は、対策に携わる職員の心身の影響を考慮し、必要な人為確保を行い休暇の確保やメンタル支援など、必要な対策を講じます。

#### 3-2 必要な財政措置

- ① 村は、必要な対策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ地方債を発行するなど財源を確保します。

#### 3-3 緊急事態宣言の手続き

- ① 村は、緊急事態宣言がなされた場合は、村対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

#### 3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- ① 村対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく村対策本

部を廃止することとしますが、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部を継続することを検討します。

## 第2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

### 1) 準備期

- ① 村は、準備期から国、県から新型インフルエンザの対策に関する適切な情報をリアルタイムに的確に村民に伝えるため、広報紙、村のホームページ、SNS を活用するとともに相談対応を強化するため、電話等での相談体制（コールセンター設置等検討含む）を整えます。
- ② 村は、平時から基本的な感染症対策の換気、マスク装着、手洗い、うがいの奨励を啓発するとともに感染症発生状況等の情報を提供・共有します。
- ③ 村は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別により患者が受診を控え、感染の疑いがあっても登校、出勤等を続けるなど病状の悪化進行や感染症防止の妨げになることなども啓発します。
- ④ 村は、県、関係機関、団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。

### 2) 初動期

- ① 村は、防災無線、広報、ホームページ、SNS 等活用し、子どもから高齢者、外国人等にも適切な情報を届けるとともに村民一人一人の感染防止活動が社会全体の感染防止対策に寄与すること等を啓発するとともに冷静に対応するよう周知します。
- ② 村は、ホームページに新型インフルエンザの特設サイトを立ち上げる際、国や関係機関等のサイトも一体的に閲覧できるよう配慮します。
- ③ 村は、準備期同様、関係機関、団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制を維持します。
- ④ 村は、相談体制（コールセンター設置等含む）を設置し、整備の際は、国が作成したQ&A 等による情報提供・共有を行うとともに、お尋ねの多い内容等については、新型インフルエンザ特設サイト等にて紹介を行います。
- ⑤ 村は、準備期に引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届けます。

### 3) 対応期

- ① 村は、国・県と情報連携を強めるとともに、村民にとって最も身近な行政主体としての責任を持ち、初動期に整備を行った情報体制、相談体制（予防接種に関する相談・健康に関する相談・生活困窮等）を強化します。
- ② 村は、身近で感染者が発生した場合等を想定し、個人が特定されないよう慎重に配慮をするとともに初動期から引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届けます。
- ③ 村は、引き続き、初動期2) ①の情報提供・共有を行います。

- ④ 村は、引き続きコールセンターを継続するとともにコールセンターの混雑を避けるため、音声ガイダンスや特設ホームページ等を自動案内するなど相談体制を強化します。

### 第3. まん延防止

#### 1) 準備期

##### (1) 村内での感染拡大防止対策

- ① 村内においては、感染者（入院、自宅待機）、濃厚接触者が日常的に見受けられる状況が想定されるため、村民、事業所、福祉施設等に健康管理の徹底、さらなる換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の強化とともに自らが感染の疑われる場合の受診勧奨、相談方法等対応を周知します。

#### 2) 初動期

- ① 村は、まん延防止対策における業務継続計画遂行の準備をします。
- ② 村は、高齢者等福祉施設と感染症対策、入所者、職員の感染状況等による業務運営状況等の情報連携を行います。

### 第4. ワクチン

#### 1) 準備期

##### (1) 実施体制

##### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

村は、以下の表を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保・確認等を行い接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をします。

準備品	医師・看護師用品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（s・m・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器・針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
	<input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペン（赤・黒）、日付印、
・ 血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤等	スタンプ台、はさみ
	会場用品
	<input type="checkbox"/> 机、椅子、スクリーン、延長コード、冷蔵庫、ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫、耐冷手袋

##### 1-2 ワクチンの供給体制

村は、村民に必要なワクチンを試算するとともにワクチンの保管拠点、ワクチンの安全な配送等村内医療機関と連携協力し配送計画を立てます。

### 1-3 実施体制の構築

村は、平時より、村内医療機関と臨時の新型インフルエンザワクチン接種に係る接種体制構築に取り組めます。

### 1-4 特定接種

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員等に集団的接種を基本に速やかに予防接種を実施するための特定接種体制の構築に取り組むとともに、対象となる職員数を厚生労働大臣に報告します。

### 1-5 住民接種

- ① 村は、国、県、村内医療機関の協力を得ながら、希望する全村民が速やかに接種することができるように準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチンの接種が円滑な実施が可能となるよう接種対象者、接種の優先順位、人員体制、接種会場の確保、接種に必要な資材の確保、接種に係る村民への周知方法の策定、高齢者施設入所者等接種会場へ赴くことができない接種希望者への対応検討に努めます。

#### 接種対象者の試算方法の考え方

項目	住民接種対象者資産方法		
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1-歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小、中、高校生相当	人口統計（6-18-歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	人口統計の上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

- ② 村は、特に村内医療機関と情報を密に共有し、村内医療機関や接種会場に応じた予約受入体制の構築に加え、受付、ワクチン接種、待合の導線等も考慮するとともに、安全にワクチン接種が行えるよう取り組めます。
- ③ 村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用しての全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、村外における接種が可能となるよう取り組めます。

### 1-6 情報提供・共有

村は、予防接種の実施主体として、国・県及び医師会等との連携のもと適切かつ効率的な予防接種実施、健康被害の救済及び村民への情報共有等を行います。

## 1-7 関係各課分野と連携

村は、庁舎内の保健、医療、介護、障がい、学校、保育、子育て等に関する担当課の情報共有、連携協力を図ります。

## 1-8DXの推進

- ① 村は、予防接種対象者及び接種者の管理を行うため、必要なシステム改修を行いスムーズなワクチン接種遂行を推進します。
- ② 村は、デジタル化を推進し、スマートフォン、マイナンバーカードを活用した予防接種に係る村民負担の軽減を図ります。

## 2) 初動期

### 2-1 接種体制の構築

村は、接種場（会場）や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

### 2-2 ワクチンの接種に必要な資材の確保

村は、本格的な予防接種に体制に向け、必要資材を確保します。

### 2-3 特定接種

村は、接種体制を構築維持するため、村内医療機関と協力し医療従事者等の確保に尽力をします。

### 2-4 住民接種

- ① 村は、村内医療機関にワクチン接種体制に必要な人員等の確保状況を確認し、医師会等から協力を得て接種体制の構築及び維持を図ります。
- ② 村は、予防接種対象者試算表をもとに、計画的にワクチン接種が遂行できるよう資材の確保を行います。
- ③ 村は、コールセンターの予約システムの構築を図り、接種体制を強化するとともにワクチン接種方法の周知を広報、防災無線、ホームページ等にて行います。
- ④ 村は、高齢者等接種会場まで来場が困難な場合の交通支援を検討するほか、高齢者施設等入所者が施設内にて接種できるよう体制を構築します。
- ⑤ 村は、接種会場が不足する場合には、保健センターを接種会場として提案し、医療法に基づく診療所開所の許可・届出の準備に入り医師会等に協力を求め医療スタッフ等必要人員の確保に努めるとともに、ワクチン配送、マイナンバーの利用、デジタル対応の推進など必要な整備します。
- ⑥ 村は、医療機関等と協議し接種会場においての、ワクチン接種に係る救急対応体制を構築するために必要な物品、薬剤等を確保します。
- ⑦ 村は、保健センターの敷地に感染性廃棄物が運搬されるまでの保管場所を設け、当該廃棄物の保管場所である旨を掲示するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守します。
- ⑧ 村は、接種会場において、感染予防の順路、案内など工夫し、要配慮者を含むすべての被接種者が安全かつ円滑にワクチン接種が行えるよう準備を行います。

### 3) 対応期

#### (1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、ワクチン接種対象者試算及び予約状況により、ワクチン必要量、割当量の調整を行います。
- ② 村は、ワクチン供給に不足や過剰が生じる恐れがある場合、県に報告し、支援を求めます。

#### (2) 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

##### 2-1 特定接種

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、国が定めたワクチン接種運用に基づき、集団的な接種を基本として、本人に同意を得て特定接種を行います。

##### 2-2 住民接種

- ① 村は、準備期及び初動期において構築した接種体制に基づき接種を進めます。
- ② 村は、接種希望者や接種の進行状況を村内医療機関と密に情報を連携し、状況に応じて接種の会場増設し、その他必要資材の追加供給を行います。
- ③ 村は、既に発熱等の症状等感染の疑いがある場合など、接種会場に赴かないよう注意喚起するとともに、村が設置するコールセンター等に相談するなど周知します。
- ④ 村は、高齢者等において、接種会場に赴くことができない接種希望者においては、送迎等の支援を行います。
- ⑤ 村は、高齢者施設等入所者については、施設代表者等と協議を行い入所者に負担の少ない種体制を構築します。

#### (3) 接種に関する情報登録・提供・共有

- ① 村は、入力フォーム等の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 村は、予防接種の専門アプリ等を活用し接種勧奨、接種券の発行を行うとともに、紙ベースでの接種券発行も対応します。
- ③ 村は、接種会場や接種開始日等接種に係る情報を SNS、防災無線、チラシ等の区長配布に加え、質問事項が多い項目については、ガイダンスや特設ホームページ等にて案内します。
- ④ 村は、村民の予防接種データを健康管理システムに取り込むとともに転出、転入の際のデータ等関係市町村との事務関係を確実にし、村民各自の接種歴等閲覧可能な体制を構築し、誤接種の防止と接種管理を行います。

#### (4) 健康被害救済

村は、予防接種の実施主体として、予防接種法に基づく予防接種により、健康被害が生じた場合（住所地以外での接種及び接種時本村の住民票を有していた者を含む）、予防接種被接種救済制度に則り、制度の周知、相談対応、申請受付、審査結果に応じて給付、事務等を行います。

#### (5) 情報提供・共有

- ① 村は、予防接種勧奨を引き続き行うとともにワクチンの概要、予防接種を受ける方法、優先接種、申込方法、申込先、接種場（会場）、接種場（会場）の所在地、連絡先、相談窓口その他必要事項を村民に周知します。

- ② 村は、国・県等の情報を元に、まん延しているウイルスについて、潜伏期間、症状、対処、予防方法などを村民に提供します。

#### **(6) 特定接種に係る対応**

村は、具体的な接種の進捗やワクチンの情報等について、国、県から示される情報、コールセンター等の連絡先、接種に必要な情報を提供します。

#### **(7) 住民接種に係る対応**

- ① 村は、特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく、住民接種開始にあたって、地域の情勢として、新型インフルエンザに対しての不安感が強く、ワクチン需要が高いが、供給量が限られ、しかも新たなワクチンに対する情報が交錯しているおそれを推察し実施します。
- ② 村は、予防接種の実施主体として、村民からの基本的な相談に応じます。
- ③ 村は、広報、区長配布チラシを活用し、村民へワクチン接種の目的、優先順位の趣旨、国・県等から示されるワクチン情報を提供します。

### **第 5. 保健**

#### **対応期**

- ① 村は、県が実施する健康観察に協力するとともに県から当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な支援に協力します。
- ② 村は、村民に睡眠、栄養、運動などの健康維持増進を奨励します。

### **第 6. 物資**

#### **準備期**

##### **(1) 感染症対策物資等の備蓄等**

- ① 村は、村行動計に基づき、その事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に確認します。
- ② 村は、阿蘇広域行政事務組合組消防本部が行う、感染者（疑い）の搬送に際し、感染者（疑い）に接触する可能性が高い救急隊員等の個人防護具の備蓄の費用を負担割合に応じ負担します。

### **第 7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保**

#### **1) 準備期**

##### **(1) 情報共有体制の整備**

村は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や庁舎内関係各課での連携を図るため、必要となる情報共有体制を整備します。

##### **(2) 支援の実施に係る仕組みの整備**

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DX を推進するとともに DX に不慣れな方々や外国人等も含め支援が届くよう留意します。

### (3) 物資及び資材の備蓄

- ① 村は、村行動計画に基づき、感染症対策物資、その所掌事務品のほか、食料品、生活関連物資等については、災害時食料等備蓄担当課及び関係各課と協力し備蓄します。
- ② 村は、村民及び村内事業所に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを奨励します。

### (4) 生活支援を要する者への支援等準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者（高齢者、障がい者等）への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県、村内各種支援事業所と連携し要配慮者の把握と具体的支援の手順等協議をします。

### (5) 火葬体制の構築

村は、戸籍事務担当課を窓口とし、関係市町村と連携し火葬体制の調整を行います。

## 2) 初動期

### 遺体の火葬安置

村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態がおきた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

## 3) 対応期

- ① 村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への施策を講じます。
- ② 村は、国からの要請を受けて、要配慮者（高齢者、障がい者等）へ見回り、介護、訪問診療、食事の提供等生活の支援を行います。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校も臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ教育及び学びの継続に関する支援を行います。
- ④ 村は、住民の生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の安定供給を図るため、関係業界団体に協力や便乗値上げ防止要請を行います。
- ⑤ 村は、生活関連物資等の需給・価格動向において、村民と情報共有するとともに必要に応じ、相談窓口等を設置します。
- ⑥ 村は、埋葬・火葬において、国からの要請を受けて、火葬場の人員増等の支援等を行い火葬炉稼働時間延長等行うとともに遺体の適切な安置に努めるため、必要な施設、人員確保等を行います。しかしそれでも不足する場合には、近隣市町村に対し、広域火葬の協力を求めます。
- ⑦ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、厚生労働大臣が定める特例に基づき埋火葬手続きを行います。
- ⑧ 村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び生活へ影響を緩和し、村民の生活、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するため財政上の必要な措置を公平性に留意し講じます。
- ⑨ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

# 南阿蘇村の新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせです！

R3.4.14 現在

南阿蘇村では、村内5医療機関にてワクチン接種を実施予定です。



原則、かかりつけ医での接種をお願いします。  
かかりつけ医がない場合は、村内5医療機関での接種をお願いします。

## ●接種場所の原則と例外について

**原則(住所地内で接種)**  
住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則です。

住民票所在地の市町村・自宅 受診 → 接種

**平時の定期接種と同様**

**例外(住所地外で接種)**  
やむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外で接種を受けることができます。

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者の例

<b>住所地外市町村への申請が必要</b> ・出産のために里帰りしている妊産婦 ・遠隔地へ下宿している学生 ・単身赴任者 等	<b>住所地外市町村への申請が不要</b> ・入院・入所者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
---	--

接種に必要な書類

- 住所地市町村発行の接種券
- 住所地外市町村発行の接種券 + 住所地外接種届出済証
- 住所地市町村発行の接種券のみ

**85歳以上の高齢者の接種券は、現時点では5月中旬に発送予定です。**  
(ワクチン供給に応じて接種券を順次送付します。) **接種券を受領後、下記の予約コールセンターへ電話して予約してください。**

ワクチン接種予約・相談電話  
 新型コロナウイルスワクチン南阿蘇村専用コールセンター  
**☎0570-022-216**  
 受付時間 午前9時～午後6時まで

**●接種スケジュール(予定)●**

5月 6月 7月

医療従事者等への接種

高齢者施設入所者及び従事者の接種

85歳以上 高齢者の接種  
 高齢者の健康状態が判明 高齢者への接種

75歳以上 高齢者の接種

☆65歳以上高齢者及び一般の方は、75歳以上高齢者の方の接種終了後に実施予定です。(0月以降実施予定)

新型コロナウイルスワクチン 役場内専用ダイヤル  
 ワクチン接種相談について ☎0967-67-2711 平日 9:00～16:30 まで  
 南阿蘇村役場 健康推進課 保健係  
 ワクチン接種券等について ☎0967-67-2704 平日 9:00～17:00 まで

# 南阿蘇村 新型コロナワクチン接種のための 移動困難者タクシー券の 助成について

高齢者へのワクチン接種に向けて、自家用車をお持ちでない方等で接種医療機関へ移動することが困難な方を対象に、予約制でタクシー券を助成します。



## 対象者

- ・65歳以上の方
- ・自家用車を持っていない方

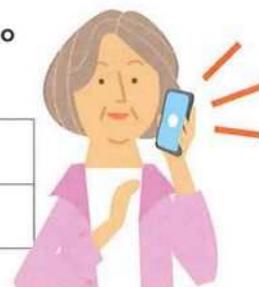
## 1、タクシー予約をする(タクシーのご予約はご自分で)

**接種日の3日前までに**、下記タクシー会社に予約してください。

予約時に、『コロナワクチン接種のため』と伝えてください。

阿蘇観光タクシー	TEL.0967-62-0029(高森本社)
	TEL.0967-67-0015(下田営業所)
高森駅前タクシー	TEL.0967-62-0383
阿蘇エースタクシー	TEL.0967-35-0231(下野・赤瀬・立野・栃木地区の方)
介護・福祉タクシー スマイル	TEL.0967-24-4624 ※別途料金がかかる場合があります。
福祉タクシー クローバー	TEL.070-2322-3686

※新型コロナワクチン南阿蘇村専用コールセンターへの事前申し込みは、不要となりました。



## 2、接種日当日(接種キャンセルの場合は連絡を)

乗車時にタクシー券を運転手から、もらってください。

タクシー券は、片道2,000円(上限)×往復×1回接種分を発行します。

超過料金については自己負担となります。又、自宅と病院間についての助成となります。

**※接種をキャンセルする場合は、必ずタクシー会社へ各自ご連絡をお願い致します。**



- ・村内医療機関への送迎を優先としますが、村外でかかりつけ医での接種をされる方はタクシーの予約状況により対応できない場合があります。
- ・予約状況により、タクシーに相乗りになる場合がありますのでご了承ください。

【コロナワクチンに関するお問い合わせ】

役場専用ダイヤル TEL.0967-67-2711 (平日のみ午前9時～午後4時半)

〈新型コロナワクチン接種をご希望の方へ〉



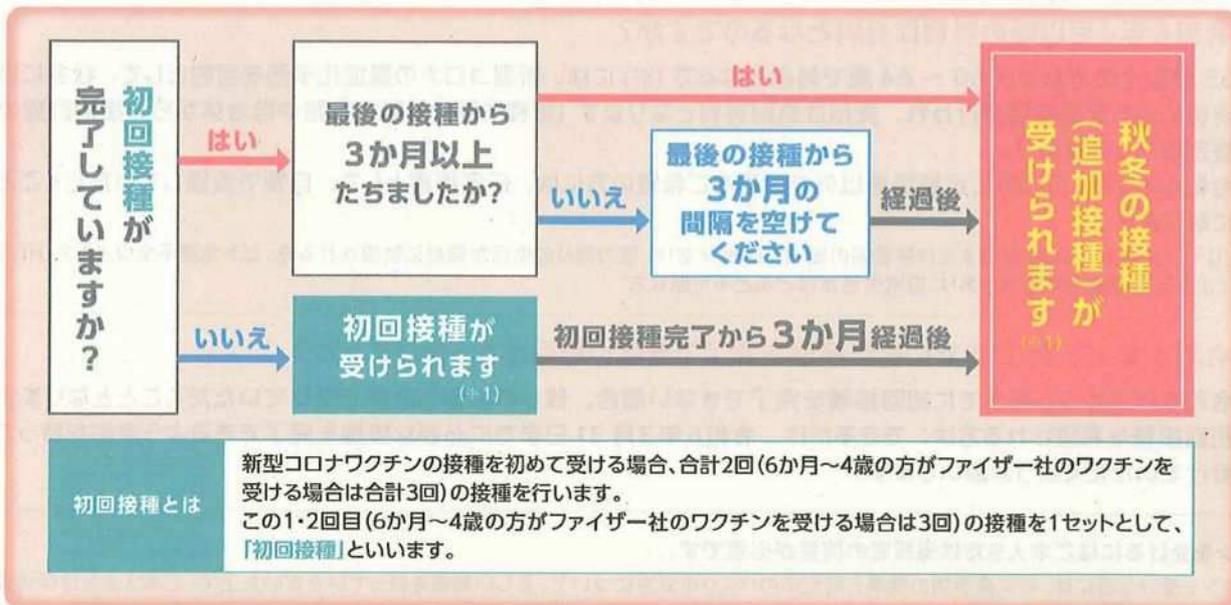
# 新型コロナワクチンの全額公費による接種は 令和6年3月31日で終了します

## オミクロン株 (XBB.1.5) 対応ワクチンの接種対象とワクチンの種類

- 令和5年9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株 (XBB.1.5) に対応した1価ワクチン (XBB.1.5 対応ワクチン) の接種が始まりました。
- 新型コロナワクチンの全額公費による接種は、初回接種、秋冬の接種ともに**令和6年3月31日**で終了します。接種をご希望の方は、期間内に余裕を持って受けてください。
- 令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、秋冬に自治体による定期接種が行われます。また、任意接種として、時期を問わず自費で接種していただけます。

(※) 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

### 〈接種対象となる方と接種間隔〉



**初回接種とは**  
 新型コロナワクチンの接種を初めて受ける場合、合計2回(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受取る場合は合計3回)の接種を行います。  
 この1・2回目(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受取る場合は3回)の接種を1セットとして、「初回接種」といいます。

### 〈接種に使用するワクチン〉(※2)

	初回接種		秋冬の接種(追加接種)		
	モデルナ社 [XBB.1.5]	ファイザー社 [XBB.1.5]	モデルナ社 [XBB.1.5]	ファイザー社 [XBB.1.5]	第一三共社 [XBB.1.5]
6か月～4歳	○ 5歳まで	○	—	○	—
5～11歳	○ 6歳以上	○	○ 6歳以上	○	—
12歳以上	○	○	○	○	○

注：接種証明などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(※1) 秋冬の接種は一人1回受けられます。(※2) 武田社(ノバパックス)のワクチンは、令和5年12月25日をもって接種が終了しました。

## XBB.1.5 対応ワクチンの 安全性

■ファイザー社、モデルナ社、第一三共社のXBB.1.5 対応ワクチンについて、各年齢において、下記のような副反応が報告されています。また、頻度は不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎が知られています。

発現割合	症 状				
	ファイザー社のワクチン			モデルナ社のワクチン	第一三共社のワクチン
	6か月～4歳	5～11歳	12歳以上	6か月以上	12歳以上
50%以上	易刺激性※1	疼痛※2、疲労	疼痛※2、頭痛、疲労	疼痛※2、頭痛、疲労、易刺激性・泣き※1、注	疼痛※2、倦怠感
5～50%	疼痛※2、発赤・紅斑、腫脹※3、傾眠※4、頭痛、食欲減退、下痢、嘔吐、筋肉痛、疲労、発熱、悪寒	発赤・紅斑、腫脹※3、頭痛、下痢、筋肉痛、関節痛、悪寒、発熱	腫脹※3、発赤・紅斑、下痢、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、発熱	傾眠※4、注、食欲減退※4、腫脹・硬結※5、発赤・紅斑、悪心・嘔吐、筋肉痛、関節痛、リンパ節症※6、悪寒、発熱	熱感、腫脹※3、紅斑、そう痒感、硬結、頭痛、筋肉痛、発熱、遅発性反応※8、リンパ節症※6、発疹、腋窩痛
1～5%	関節痛	嘔吐		遅発性反応(疼痛・腫脹・紅斑等)※7	

注：生後6か月～5歳のみ

※1)易刺激性：機嫌が悪い ※2)疼痛：注射部位の痛み ※3)腫脹：注射部位の腫れ ※4)傾眠：眠たくなる様子

※5)腫脹・硬結：注射部位の腫れ、固くなること ※6)リンパ節症：注射部位と同じ側の腋の腫れや痛み ※7)遅発性反応：接種後7日以後の痛みや腫れなど

※8)遅発性反応：接種後7日以後に現れる紅斑、腫脹、そう痒感、熱感、硬結、発疹

出典：添付文書(コナチエ筋注 6か月～4歳用、コナチエ筋注 5～11歳用、コナチエ RTU 筋注、スパイクバックス筋注(1価：オミクロン株 XBB.1.5)、ダイチロナ筋注(XBB.1.5))

## Q&A

### Q. 令和6年4月以降の接種は有料となるのですか？

A. 65歳以上のお方および60～64歳で対象となる方※には、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として、秋冬に自治体による定期接種が行われ、費用は原則有料となります(接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません)。

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種していただくこととなります。

※)60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

### Q. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？

A. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくこととなります。初回接種を希望される方は、できるだけ、令和6年3月31日までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って受けていただくようお願いします。

### ◎ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

### ◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

臨時接種および定期接種ではない場合(任意接種の場合)には、予防接種健康被害救済制度ではなく、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。申請に必要な手続きなどについては、医薬品医療機器総合機構(PMDA)にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

お問合せ先